

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2291号

毎週月曜日発行

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486番 FAX03-3580-5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

閑話休題

二〇〇〇年代へと年号が変わるのをひとつの切っ掛けに、全国の市町村では二二世紀を見据えた新しい総合計画の策定が数多く取り組まれている。計画づくりの過程においても、ややもすれば外部のコンサルタントに一任してしまうという従来の方式は、今では殆ど姿を消した。代わって自治体職員自らが、アドバイザー等とタイアップしながら、地域住民の参画を得つつ、計画策定に取り組む努力を積み重ねているのが現状といえる。

アメリカ西海岸のオレゴン州政府の地域計画は、こうした日本の総合計画の一步先を行くものとして評価が高い。オレゴン州は人口三百万人、州の中央をカスケード山脈が走り林業地域を形成し、東には農業地帯と砂漠が広

計画とベンチマーク

がる。しかし最近では西側のウイラメット川流域の平野部に位置する都市部において、ハイテク企業も多く立地するようになった。

こうした状況を反映してオレゴン州政府は、一九九七年に州の総合戦略計画「オレゴン・シャインズⅡ」を策定した。この計画の骨格をなすのが、ベ

ンチマークである。ベンチマークとは土木用語で水準点であるが、オレゴンの計画では「政策到達目標値」といった意味合いである。まず計画では「質の高い雇用」「参加しやすい地域社会」「健康で持続可能な環境」という三つの計画目標(ゴール)が掲げられた。この目標を達成するために経済、教育、



木曾路にて

福祉、環境といった主要政策分野に、九二のオレゴン・ベンチマークが設定された。

これらのベンチマークは、例えば「人口一人当たり個人所得の全米平均に対する比率」「ボランティア活動に年五十時間以上携わっている州民の割合」等、できるだけ実測可能なもの、他州と比較可能な分かりやすいものとしている。またこのベンチマークは計画書として

きちんと一般に公開され、州知事を委員長とするオレゴン発展会議は、隔年でベンチマークの達成度合いを議会に報告することが義務付けられている。

このような仕組みとプロセスが、計画の中に位置付けられることによって、より住民に身近な実効性のある計画となっていくであろう。

(福井県立大学教授 岡崎昌之)

- | | | |
|-------|--------------------------------------|----------------------|
| 策 | 都市の再構築と地域の活性化に重点＝平成12年度建設省予算概算要求重点施策 | ……(2) |
| 動 | ゴルフ場利用税存続で要望＝全国町村会 | ……(5) |
| 動 | 「多選制限」「ペイオフ」問題で要請＝地方三団体 | ……(5) |
| 策 | 依然として人口減、高齢化が進行＝平成11年版過疎白書 | ……(6) |
| 政 | 小さな町のいなる挑戦＝熊本県宮原町 | ……(9) |
| フォーラム | 平成10年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告 | ……(12) |
| 活 | スピードを緩めよう | ……福島県飯舘村長 菅野典雄……(14) |
| 随 | 政策レーダー | ……(15) |
| 情 | | |

解説

平成12年度予算概算要求重点施策

建設省

都市の再構築と地域の活性化に重点

◆予算は五・三%増

建設省の平成十二年度予算案の概算要求は、十一年度当初予算比五・三%増の六兆八千四百七十七億円で、このうち一般公共事業費は同四・七%増の六兆六千五百五億円となっている。事業費ベースの総額は二十六兆九千七百十七億円で同二・五%増となっている。

内訳は、二倍の要求が認められている「経済新生特別枠」のうち物流効率化関係が二千三百十億円、環境・情報通信・街づくり対応分が千五百二十一億円、「生活関連枠」が三千九十七億円となった。特別枠の一部などは、直轄事業を中心に公共事業費予備費や補正予算に回されることになる。

事業では①街づくり総合支援事業など都市の再構築と地域の活性化②連携・交流を支えるネットワークの整備③少子・高齢化社会に備えた生活空間づくり④環境への負荷の少ない経済社会の実現⑤安全で安心できる国土づくり・地域づくりの五つを柱としており、地方分権推進計画に伴い統合補助金が新たに導入される。

◆統合補助金

統合補助金では事業の枠を超えた「横型」の「まちづくり総合支援事業」が中心だ。この補助金は中心市街地の活性化、防災や環境上の問題がある市街地の改善、都市での水・緑空間の整備などをテーマに、市町村が①道路、街路、公園、下水道、土地地区画整理事業②計画策定やまち

づくり活動のソフト支援③都市基盤整備公団や都道府県などが一体的・総合的に推進すべき関連事業などを盛り込んだ五年間以内の事業計画を市町村が策定して国に提出する。「街づくりの効果があるか」、「事業目標と手段が合致しているか」、「大枠でどれくらい事業費が必要か」など計画の有効性を国が審査し一括して事業を採択する形をとる。細かな積み上げや設計は必要としない。

「市町村が個別事業ごとに補助金を申請するのではなく窓口を決めて提出してもらい、建設省内で調整して汗をかく」ことになる。事業ごとだと優先順位の関係から補助金が付かない可能性もある。自由の発想で計画をつくることができ、事業も計画的に推進できる」と建設省はメリットを強調する。

初年度は国費ベースで三百八十五億円、事業費で七百七十億円。本年度当初比で四〇%増を要求している。百力所から百二十力所程度が対象で、一力所当たりの事業規模は年二億円から六億円程度となる。

手続きは事業計画に基づき市町村が毎年、補助金を申請し総額として交付を受けることになる。事業の進捗よく状況から予算を融通したり事業内容を変更することも可能になる。ただ、補助金適正化法のしほりがあるので、毎年の申請とどのようなに使われたかのチェックは必要となる。

九月の地方分権推進委員会に報告された建設省など公共事業三省の統合補助金の合計は約六千二百二十九

億円(国費ベース)。平成十一年度当初予算の公共事業関係の補助金四兆千五百六十八億円と比べると統合化されたのは約一五%分にとどまった。このうち、建設省分は合計五千七百七十三億円。二級河川や公営住宅、公共下水道、都市公園など地方自治体が主体的に事業箇所や事業内容を決めるものに約四千二百三十七億円。総合支援や住宅宅地関連の公共施設等整備事業費補助金などが約千五百三十六億円となった。

◆国土交通省創設

平成十三年一月から国土交通省がスタートする。国土交通省設置法によると建設、運輸、国土、北海道開発の四省庁を合わせた局の数は、合計二十局から十四局に減る。しかし、国土交通省は国会移転、政策・事業評価、国際事務を担当する局長クラス統括官三人の新設を要求した。課の数もスリム化で二十五減る予定だが、新たに参事官など課長クラス十五ポストの新設を要求している。局長や課長級ポストをできるだけ守ろうとそれぞれ要求している格好で、省庁再編が目指すスリム化にはなりそうにない。総務庁と大蔵省がどう対応するかが注目される。

地方建設局と港湾建設局が合併し八力所のできる地方整備局の組織は、局長一人のほか建設省系と運輸省系の副局長二人を置く。設置される部の内訳は道路、河川など既に地方建設局にある部に加え、住宅や都市の補助事業、建設業の許認可などに対応する地域部と運輸省系の港湾・空港部を置く。

政 策

補助金などの権限が大幅に地方整備局に移譲されるため、建設省では本省職員千六百人のうち百人程度が整備局に移る見込み。整備局で人手が足りない場合は、工事事務所など出先機関の統合や減員の可能性もあるという。

平成十三年一月から三カ月分の国土交通省の予算は、総額三千三百六十六億円。事業費などは四省庁で計上するため、内訳は人件費のほか除雪事業など冬場に契約される項目に限られている。

◆住宅・都市局―金融公庫を抜本改革

九月二十日にまとめられた住宅土地審議会の中間報告が示すように、住宅政策は住宅戸数を増やす数の重視から、中古住宅などの市場整備やリフォームなどによる質の向上などストック重視、少子高齢化社会を視野に入れた「安心居住システム」の整備へと大きく転換する。概算要求はこの流れを先取りした格好になっており①高齢者居住対策の充実②住宅金融公庫の抜本的な改革―などが中心となる。

住宅金融公庫の融資対象五十五万戸を含めた建設計画戸数は六十七万戸。生活援助員(LSA)による生活支援サービス付きの高齢者向け優良賃貸住宅の供給を九十九年度よりも五千戸増やし一万五千戸を目指す分、供給戸数が増える。このほか、高齢者世帯を対象に、マンション建て替えの費用ねん出や生活費のためのリバースモーゲージやリースバック方式の検討・普及を目指す。

住宅金融公庫の大改革では①給料が将来増えることを前提に六年目からローン返済額が最大二倍近くになる「ゆとり償還制度」を廃止する②住宅ローン債権を証券化して販売し市場からも資金を調達する③平成十二年十月から住宅の償還期限を耐火構造かどうかなど住宅の種類にかかわらず一律三十五年に統一し完済時の年齢上限を一律八十歳にする―のが柱で、次期通常国会に金融公庫法の改正案を提出する。

住宅ローン債権の証券化は、財政投融資資金が主だった公庫の資金調達方法を多様化させるのが狙い。預金の払い戻し限度額が一千万円までになる銀行のペイオフに対応するため住宅地債券(つみたてくん)をマンションの管理組合に販売し、修繕積立金を受け入れる制度も導入する。この際、マンションの管理体制をチェックするのも狙いだ。

償還期間では、二十五年以内の木造新築住宅や三十年以内だった中古マンションなどの償還期間を耐久性が高く維持管理が良ければすべて新築マンションと同じ三十五年以内にする。質の良い中古住宅の条件である「維持管理が良好か」は目視で確認。マンションの場合は「修繕積立金や建て替え準備金が十分にあるのか」、「長期修繕計画を実施しているのか」、「管理組合の規約が整っているのか」など管理の仕方もチェックする。質が良く長持ちする住宅が高く売れることになり中古市場の整備にもつながる。

都市の再開発や共同・協調建て替えなどを促すため新築住宅と同じ条件で融資する「都市居住再生融資」も創設する。具体的には、自治体の計画に沿った場合、居住用、賃貸住宅、店舗、福祉施設など種類は一切問わず、建て替えなどすべての段階に掛かる費用に対する融資は、償還期間は三十五年以内で基準金利に統一する。敷地面積が百平方メートル以上などの融資条件も自治体と協議し建て替えなどでは状況に応じて緩和する方針だ。街づくりを重視した都心居住の再生を目指すことに役立つ。

◆税制改正要望

税制改正要望も本年度に続いて景気回復を目指し住宅対策が中心となる。新築住宅を建てたり購入した際に建物にかかる固定資産税の減額措置を①戸建て住宅では、三年間は二分の一を減額する現行の特例措置を当初三年間は三分の二、その後二年間は二分の一をそれぞれ減額する②マンションの場合は、現行五年間は二分の一の減額措置を、当初五年間は三分の二、その後の三年間は二分の一を減額するよう要望した。

平成十二年十二月で期限が切れる住宅ローン控除制度の延長は「今後の経済社会動向を踏まえた検討が必要」とし、延長を視野に入れた検討を求めることにしている。自民党税調では契約してからマンションができ居住するまで時間がかかることから「十二月までの契約なら控除を認める」などの延長案が早くも浮上している。

地価が下落しているのに固定資産税などの負担が増えているとの批判

に対応するため、十二年度の固定資産税の評価替えに合わせ、公示地価の七割を目標に段階的に引き上げている資産税評価額の目標を見直し実効税率を下げるなど税負担を軽減する。登録免許税と不動産取得税を引き下げ土地流動化を促すよう要望した。固定資産税は自治体の有力な財源だけに曲折も予想される。

企業が所有するビルなどについては、法人税の減価償却での建物の耐用年数が六十五年から五十年に短縮されたことを受け、固定資産税の支払期間も同程度とし毎年の課税額の計算方法を見直す。

◆道路局―高規格道路の供用三五七キロ

道路整備に必要な国費は三兆四千九百五十三億円で、有料道路事業や地方単独事業を合わせた事業費べーすでは七兆三千三百四十六億円となる。事業では①道路交通情報システムの高度化(ITS)の推進②都市圏の交通の円滑化③地域活性化インターの導入④幹線道路網の構築―などが柱だ。

ITSでは、ICの付いたクレジットカードを使い料金所で止まらず支払いができる自動料金収受システム(ETC)区間を大幅に拡大し、東名高速道路など約三百五十の料金所で導入する。全国すべての料金所に手動でICカードを読みとることができる機械も設置する。本年度の五十力所を加えるとETCのサービス区間は二千百キロを超えそう。高速道路トンネル内での携帯電話の不感地対策も進める。

政 策

交通円滑化では運輸省と連携しながら、ラッシュ時に一時間のうち四十分以上も閉まり交通渋滞を引き起こしている約一千力所の「開かずの踏切」を解消するため、立体交差化などを計画、重点的に進める「踏切道総合対策事業」を創設する。五千人以上が毎日利用する約二千の駅を対象に「車いすで安心して乗り降りできるか」などについて自治体と協力しながら三年間で総点検、改善に向けた行動計画を策定し集中的に整備する。

地域活性化インターは、高速道路の本線に入るまでの道路を都道府県道と見なして地方単独事業が国の補助事業で整備する新しい仕組み。料金収受や管理費は都道府県の負担となる。地方部では用地買収代金も含めインターは二十億―五十億円で建設が可能のため、全国で数十力所の建設要望があるとみている。設置場所や整備方法の要望を聞いて計画の妥当性や将来性を判断、国土開発幹線自動車道建設審議会に諮り設置場所を決める。

このほか、高規格幹線道路三百五十七キロを供用する。地域高規格道路は四十三キロ供用する。平成十三年一月の国土交通省の創設に向け、道路審議会では有料道路制度と一万四千キロの高規格道路網などの抜本的な見直しを進めている。優先度を考えて高規格道路と地域高規格道路の入れ替えや未整備の高規格道路を国道と同じ方式で整備するなど日本道路公団に頼らない整備手法の導入などが議論されそう。

このほか、東京湾横断道路（アク

アライン）の通行料金を乗用車で四千円から最大千円程度値下げし利用者を増やすため、交通量が多く「黒字」となっている京葉道路と千葉東金道路（一部供用中）の二路線によるプール制に、新たにアクアラインを加え、資金調達コストを三％にする路線に指定する。

◆河川局―総合土砂対策

豪雨による土砂災害や地下街への浸水が相次いだことから①総合土砂災害対策の導入②家屋移転なども含めた治水対策の実施③地域密着型の河川管理の推進―が柱となっている。

土砂災害では、土砂災害が続け起こらないようにする再度災害防止特別緊急事業の創設のほか、がけ崩れや土石流による被害を減らすため危険な斜面の下や谷の出口付近に幅十五―二十メートルの緩衝樹林帯や土手を設け土砂を食い止める緩衝樹林帯の整備などを実施する。

治水では連続堤の整備にあと数十年かかる地域を対象に、輪中堤や宅地のかさ上げ、家屋の移転などを行う事業を創設。河川管理では、主役になるのは縦割り行政を超えた民間非営利団体（NPO）と位置付け、NPOの策定した計画に沿って環境監視やピオトープの整備などを行う事業を始めるほか、環境改善のための活動や情報提供の窓口となる「河川レンジャー制度」も創設する。

（共同通信社 諏訪雄三）

活 動

ゴルフ場利用税存続で要望

全 国
町 村 会

全国町村会は十月十三日、明年度の税制改正に関して文部省やゴルフ場関係者などからゴルフ場利用税廃止の動きがあるため、「ゴルフ場利用税存続確保に関する要望」を決め、自治省、文部省及び国会議員全員に提出するとともに、各都道府県町村会に対しても町村長からの要望活動について協力を要請した。

ゴルフ場利用税存続確保に関する要望

今般、地方分権一括法が成立したところであるが、真の分権社会を実現するためには、国から地方への税源移譲などによる自主財源の充実確保が重要であり、安定的な地方税体系の構築が不可欠である。

一方、最近の地方税財政は、税収

の大幅な減収等により、ますます厳しさを増してきている現状にある。

このような中、ゴルフ場利用税について廃止を求める動きがある。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、平成九年度で総額九八〇億円、また、その一〇分の七にあたる六八五億円が関係市町村に、うち三六六億円が町村に交付されており、特に財源に

乏しい山林原野の多い町村の貴重な財源であるとともに、ゴルフ場と密接な関連を有している地方団体の行政サービスがもたらす受益について、専らゴルフ場利用者が享受しており、また利用者にも十分な担税力が認められるものである。

よって、地方分権を推進する上で、地方の自主財源の充実確保を図るためにも、地方公共団体、特に町村の地域振興に重要な役割を果たしているゴルフ場利用税の存続確保について強く要望する。

「多選制限」「ペイオフ」問題で要請活動

地 方
三 団 体

ペイオフ解禁後の地方公共団体の公金預金の保護について

平成十三年四月からペイオフ解禁が予定どおり行われますと、地方公共団体の公金預金は、特段の保護措置がない状態となります。

地方公共団体の公金預金は、住民生活の安定向上など地方公共団体の行政執行のために多数の住民からお預かりしている共有財産ともいえるものであります。

また、殆どの地方公共団体では、地域経済対策として地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、地方公共団体としての使命遂行の一環として、預入先を選択することが必要であり、安全確保という基準だけで預入先を選択することが困難な事情にあります。

仮に預入先の金融機関の破綻のおそれを感じても、地方公共団体が預金を移動させることにより決定的破綻の引金となることは耐えられないことでありますし、情報公開を旨とする地方公共団体では秘密裡に行うことは不可能であります。また預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとっては直ちに財政破綻につながる等、地方公共団体として行政執行に支障を生じ住民生活に大きな影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として住民にとっての大きな損失となります。

地方公共団体の首長の多選制限等について

与党三党派は、連立政権の発足に当たり、都道府県・政令市等の首長の多選の制限及びこれらの者の他の公職への立候補制限について合意している。

このことは民主主義の基本理念と地方自治の本旨に深くかわる事柄

であり、憲法との関係をはじめとして、検討すべき多くの課題がある。

また、首長の日常の行政執行に対する認識についても問題があるといわざるを得ない。

この問題については、以上のような点を踏まえ、地域の主権者である住民の意向を尊重することを基本として、十分慎重に議論すべきである。

政 策

解説

過疎白書

依然として人口減、高齢化が進行
集落統合の必要性を指摘

国土庁はこのほど、平成十年度版「過疎対策の現況」(過疎白書)をまとめ、公表した。それによると、総面積の約半分(四八・九%)を占める過疎地域千二百三十市町村の人口は、全人口の六・三%に当たる約七百九十七人。若年層の流出が依然として進んでいる上、六十五歳以上の高齢化率が全国平均より二十年先行していることなどから、「今後も過疎地域の人口割合は低下し続けるものと考えられる」と予測している。

また今回の白書では、昨年に引き続き集落単位での過疎の現状を分析した。過疎地域の約四万九千集落のうち、高齢者が五〇%以上の集落が全体の七・一%に達していることを紹介。過疎地域の生活向上に向けて集落統合などを進める必要があると強調している。

白書は、①過疎対策のあゆみ②過疎地域の現況③過疎対策の現況④過疎地域活性化への取り組みの四章で構成。その内容を順に追って紹介する。

▼新しい生活様式が実現できる場

まず、過疎対策のあゆみでは、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年制定)、同振興特別措置法(昭和五十五年)、同活性化特別措置法(平成二年)いずれも議員立法Ⅱの三次にわたる対策について、その成り立ちから内容までを詳細に説明した。

その上で、平成十一年度末に期限が切れる現過疎法に代わる新法の制定を控え、国土庁の過疎問題懇談会(地方振興局長の諮問機関、座長・阿部統麗沢大教授)が今年六月にまとめた中間報告の概要を掲げた。中間報告は、過去三十年にわたる過疎対策で社会資本整備はある程度進んだものの、都市部との格差は依然として解消されていないと強調。

その一方で、今後、情報化関連の施設整備などが進めば、地域経済の自立が期待できるなどとしている。

また、これからの過疎地域の在り方を「多様で美しく風格のある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場」として位置付け、国民全体が過疎地域の持つ豊かな自然や多様な文化といった魅力を楽しむことができるような空間整備を進めていく必要があると提唱。自然環境の維持や保全に努めるとともに、都市との連携・交流を強化し、広域的な行政や新産業創出を推進していくことが重要と訴えている。

このほか、過疎地域を全国に先駆けた高齢化社会のモデル地域として、高齢者に配慮したきめ細かな介護・福祉サービスを展開し、医療施設や老人ホームなど施設整備の充実を図るべきだとした。

国に対しては、地域の個性化・自立化に向けて思い切った施策に取り組む過疎地域を、重点的に財政支援していくことが求められると強調。住民の立場に立った広域連携の重要性も指摘している。

▼続く人口減少

次に過疎地域の現況を見ると、人口動向は昭和三十五年―四十年に一二・〇%、昭和四十年―四十五年に一二・九%であった人口減少率は、その後低下して平成二年―七年には四・七%までに低下したが、依然として減少傾向が続いている。

出生・死亡の差である自然増減が昭和六十二年度にマイナスに転じてから、その減少数が大きくなり、平成九年度には自然減で三万四千四百三十一人が減った。一方、転入・転出の差である社会増減は、転出数がほぼ一貫して減少が続いているが、平成元年以降、転入数が横ばいで推移しているため、いまだ社会減の状況ながらもその数は年々小さくなり、平成九年度の減少数は四万五千四百四十八人だった。

白書は、過疎地域の自然減が構造的なものであり、その数は今後も増大すると指摘した。これは、死亡者数が増加傾向にあるのに対し、出生数が低下傾向にあるのが理由で、このため過疎地域の減少が加速度を増す恐れがあると懸念している。

昭和三十五年―平成七年までの間の年齢階層別人口の推移を見ると、〇歳―十四歳の階層が四百九十万二千人から百二十三万九千人と七四・七%の大幅減となり、全体に占める割合も三五・八%から一五・六%に大きく低下している。

また、十五歳―二十九歳の若年者層も六二・二%減少し、全体に占める割合も平成七年で全国の二一・七%に対し、過疎地域は一三・五%と

政 策

なっている。

一方、六十五歳以上の高齢者の方は、九十四万三千人から百九十九万四千人と一一・五%の大幅な伸びを示し、全体を占める割合も六・九%から二五・〇%へと大きく上昇している。これは全国の構成比一四・五%に比べると著しく高い数字で、過疎地域の高齢化が急速に進んでいることを表している。市町村数で見ても、高齢者比率二五%以上の団体数は六百八十七団体を数え、四〇%以上も九団体ある。

▼好調な観光・レクリエーション産業

過疎地域の財政状況をみると、平成九年度で過疎市町村一団体当たりの決算額は、歳入歳出とも全国市町村平均の三割程度に過ぎず、その財政規模は極めて小さい。歳入も自主財源に乏しく、地方交付税などに依存しているのが現状だ。

歳出面では遅れている公共施設の整備を推進するため投資的経費の割合が三四・二%と全国平均の二六・五%より高く、中でも補助事業のウエートが大きくなっている。

財政力指数でみると、〇・一未満が七十七市町村、〇・一以上〇・二未満で六百四十団体を数え、平均で〇・二〇と全国平均〇・四二の半分以下。遅れている施設の整備や高齢化への対応など多くの課題を抱え、過疎地域の財政基盤は極めて弱い弱な状況となっている。

過疎地域の産業構造は、昭和四十

五年から平成七年までの二十五周年に第一次産業の比率が四九・八%から二三・九%へと大きく低下。これに対して第二次産業は二〇・五%から三一・三%、第三次産業は二九・七%から四四・九%へとそれぞれ増加している。なお、六十五歳以上の就業者の五九・九%は農業に従事しているが、十五歳―二十九歳ではわずかに三・四%にしか過ぎない。

雇用の場を確保する企業の立地件数は、ピークの平成二年に六百件近くを数えて以降、減少傾向にある。九年度は二百二件で、ブロック別では九州が六十八件と最も多く、次いで東北(四十九件)、北海道(二十九件)の順となった。

長引く不況を反映して、雇用の規模別でも、九年度に立地した企業のうち十人未満が百四十一件と五七・一%を占め、小規模企業が多くなっている。従業員数二百人以上は三件のみだった。

一方、地域経済の活性面からも期待の大きい観光・レクリエーション産業については、余暇時間の増加・自然指向の高まりなどを受けて好調に推移している。平成九年度の過疎地域への観光客数は前年比六・四%増の四百四十七万人。延べ宿泊者数も七千七百人で、昭和六十年の約一・四倍になっている。過疎地域における観光・レクリエーション事業の開始件数は百九十六件と前年の二百八十六件から減少した。

現過疎法から出資金への過疎債充当が認められるようになった第三セ

クターの設立状況については、平成五年以降、毎年百件を超す設立があり、九年度百二十件、十年度百十五件の創設があり合計千四百三十件となっている。事業目的別では、観光レクリエーション関係が四〇・三%と最も多く、次いで地場産業振興(三四・五%)、農林地の管理(五・八%)、交通機関運営(四・七%)などの順になっている。

ただし、運営状況については、平成元年から十年度までに設立された千三百三十七の第三セクターのうち、「継続して赤字」「この二―三年赤字」と回答したのが三一・三%で、「継続して黒字」の二三・一%を上回っている。

▼過去三十年で生活環境は改善

過疎地域の環境生活面をみると、過去三十年間にわたって過疎対策事業を積極的に取り組んできた結果、依然として全国レベルと格差のある分野は残っているものの、公共施設の整備水準は向上してきている。市町村道は平成九年度末で改良率が四四・八%(全国平均五〇・一%)、舗装率は六二・一%(同七一・六%)にアップした。

自動車による広域市町村圏の中心市街地までの所用時間は「一時間以内」が八八・五%と昭和六〇年の八二・九%に比べて改善されている。ただ、二時間以上の市町村もわずかが残されている。同様に高速道路のインターチェンジまでの所要時間が一時間以内の市町村は、昭和六十

年の四〇・一%から平成十年は六五・八%に向上している。

このほか、主な施設整備の状況では、過疎地域の水洗化率は三八・八%で、依然として全国平均(七八・一%)と大きな格差が残っている。社会教育関係でも一市町村当たりの図書館数が〇・二四と全国の〇・七七に比べて少ない。一方、体育・スポーツ、コミュニケーション関係施設は全国と比べて差はあるものの、整備は着実に進んでいる。

また、高齢者福祉での取り組みをみると、在宅福祉サービスの利用状況は八年度で、ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービスとも全国平均を上回っており、施設整備の状況は九年度でデイサービスセンターが千四百十八施設、特別養護老人ホーム八百三十六施設、老人福祉センター四百四十七施設などとなっている。高齢者対策の現状では、重点項目として、「生きがい対策の充実」(五九・一%)「介護の地域での取り組み」(四九・五%)を挙げる市町村が多かった。今後については、「広域的な取り組み」(三四・八%)、「雇用・就業機会の確保」(二八・四%)などが上位を占めている。

▼全国で四万九千の集落が散在

今回の白書では、昨年度に引き続き集落単位での過疎の現況を分析した。それによると、平成十年度の調査で過疎市町村における集落数は四万八千七百二十一で、ブロック別では九州の一万二千八百五十が最も多

政 策

く、以下、中国九千四百九十八、東北七千九百九十一となっている。このうち地形的に行き止まりで背後に集落を持たない末端集落は全体の八・七％に当たる四千二百五十七だった。

集落単位でも高齢化は進行しており、六十五歳以上の高齢者が五〇％以上を占める集落が三千四百五十四(七・一％)あり、近畿、中国、四国の各ブロックでは一割を超えている。

集落の抱える問題点としては、生活面では「福祉等の行政投資が増大」(七九・八％)、「日用品等を購入できる商店がない」(五九・二％)、「通学条件による家庭の負担増」(五五・五％)、「保健・医療・福祉施設の不足」(五四・〇％)などが挙げられている。また産業面では、「農林水産業の従事者の減少で経営困難」が九五・〇％と圧倒的で、環境面では「耕作放棄地・管理放棄林が増大」(七四・八％)などを指摘している。

集落の今後の人口動向をみた場合、増加が見込まれるのは二千五十四集落と全体のわずか四・二％にしか過ぎず、人口は増加しないが今後とも存続すると考えられる集落が四万四千四百三十二と大部分を占めた。逆に今後十年以内に消滅する可能性がある集落は四百二十九(〇・九％)、十年以降に消滅の可能性のある集落が千八百六(三・七％)だった。

こうした厳しい状況を踏まえ、白書では、過疎地域の生活向上に向けて、「市町村レベルの視点だけでは

なく、コミュニティの基礎単位である集落に着目して集落機能の再構築を図る必要がある」と強調している。

▼多様化する都市との交流の取り組み

人口減少と高齢化に悩む市町村にとって重要な施策として上げられるのが定住と都市部との交流の促進だ。まず定住について、良質で安価な住まいを提供する住宅・宅地の整備状況をみると、十年度には新たに三百四十市町村で四千四百五戸の団地が整備され、二十年度の間に計千八百市町村で二万九百二十一戸の整備が行われた。人口が増加した過疎地域百一十市町村の要因をみると、「宅地分譲、公営住宅建設等の住宅整備」が七十団体、六三・一％と最も多く、次いで「企業立地、企業誘致による就業の拡大」四十七団体、四二・三％で、住宅整備が大きなポイントになっていることがうかがわれる。

都市との交流の取り組みでは、都市住民の意向を反映して、レクリエーション・スポーツ施設の整備(五百四十一団体)、宿泊・休養施設の整備(五百二十五団体)、伝統文化・祭り等のイベント開催(四百九十九団体)などを挙げている。白書は「都市でアンテナショップを開くなど、全般的に交流の取り組みは充実・多様化してきている」と分析、こうした傾向を歓迎している。

(時事通信社 大月克巳)

フォーラム

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



まちづくり情報銀行地区会議

現地レポート

熊本県

宮原町

小さな町の大いなる挑戦

歴史ある町として

宮原町は熊本県のほぼ中央部の八代平野に位置し、北は氷川を境として竜北町、東は山間で東陽村に接し、西は鏡町、南は熊本県第二の都市八代市に接しています。面積は九・八九km²と県内でも一番小さく、人口は約五千二百人の町です。

町は、五木五家荘県立自然公園の玄関口で、九州山脈の脊梁に源を発し、永い道のりを経て、八代平野の田園を潤しながら不和火海へと清流「氷川」が流れています。春には三千本の桜で桜色一色になる「桜ヶ丘公園」、夏は照葉樹林の心地よい緑が満喫できる避暑地「県立自然公園立神峡」があり、立神峡公園内を流れる豊富な氷川の水と心を和ませてくれる緑は、四季折々の恵みを与えてくれます。

町の主な産業は農業で、中山間部と平坦部の境目に位置し、温暖な気候により多種多様な作物の栽培が可能です。平坦部では、八代の名産である畳表で知られている「い草」「トマト」「いちじく」「はちまき」などが、山間部では、「晩白柚」「みかん」などが栽培され、全国各地で出荷されます。

町の歴史は古く、古墳時代から



栄えたところで当時「火の邑」と呼ばれ、町内を流れる「氷川」も「火の川」から転じたものと言われています。また、熊本県は火の国として知られていますが、その呼称も文献などによると宮原町が「火の国発祥の地」と言われています。平安末期の、三宮社を勧進、六坊開山され火の邑から宮原村と改められ、鎌倉、室町時代は八代郡の文化の中心として、江戸細川藩時代には薩摩街道の宿場町として栄えました。

明治二十二年の市町村制施行以来、未合併のままで百十年が経過しました。

住みたくなるまちを目指して

本町は、「住みよい、明るい、住みたくなるまち」を目指して、昭和五十一年に供用を開始した公

フォーラム

平成七年に開設したまちづくり情報銀行の見直し提案されました。



本来、総合計画は住民と行政が共有するまちづくりの憲法・羅針盤と言えるものであり、行政職員はもとより住民を含めて、まちづくりに係わるあらゆる行動のよりどころとなる

ものです。

共下水道の整備をはじめとする生活基盤の整備を着実に推進し、豊かな生活環境づくりのための基盤を創ってまいりました。今では公共下水道の普及率は九十八・六％を誇っています。

さらに福祉面では高齢化社会に向けて、福祉施設の拠点として平成二年に総合福祉センターを建設しました。

この当時、熊本県内においては「くまもと日本一づくり運動」の真っ最中であり、ハード面において様々な整備が進められました。本町においても、町職員の勉強会で県立自然公園立神峡公園内に日本一の滑り台建設構想が浮かび上がりました。しかし、平成四年度に国土庁より地方振興アドバイザーの派遣を受け、アドバイザーの先生方と三年間協議を重ね、課題の中の一つとして総合振興計画

ようという目的で、役場前にある建物を計画策定の拠点として「まちづくり情報銀行」を開設しました。この建物は、大正時代に銀行として建てられ、今もその姿を残しています。

開設当初より、情報収集、課題検討など様々なワークショップを行いながら、会議、作業、研修なども併せて開催され、現在も町企画調整課が事務局として業務を行っています。

計画を策定するにあたり、町内にある十四地区での地区会議、女性フォーラム実行委員会、テーマ別による研究と様々な角度からま

様々な手法を用いて

まちづくり情報銀行の開設後、平成七年八月より町内十四地区での地区会議を開始しました。また、翌年九月には、総合振興計画策定に向けた推進体制を強化するため、「まちづくり情報銀行を本店」と位置づけ、「町内十四地区を支店」とし、各支店に五～六名のまちづくり推進員を選任、うち二人の代表者を「支店長」、「次長」と呼び、職員によりまとめられた課題、地区会議で出た意見等を基に推進員会議、支店長・次長会議を繰り返しました。

まちづくり拠点の設置

平成七年六月に策定作業が本格的にスタートし、まず全職員六十五名を対象としたワークショップを実施しました。職員が町内各地を歩き、地区の資源や課題を探し、まとめました。

七月には、広く住民からまちづくりに関する情報を預けていただき、住民の意見が反映された計画という利子を付けて住民に還元し

ちづくりが検討されました。

公募により応募した町内二十歳代から六十歳代まで三十名の女性による「女性フォーラム実行委員会」が発足し、「食と健康」、「公園」、「ゴミ」、「水」、「高齢者介護」のそれぞれのテーマに分かれて勉強会を繰り返し、平成九年一月には、活動実践の報告会を開催しました。

また、「自然」、「歴史」、「産業」、「生活」の四テーマに分かれたグループが結成され、町内の情報収集と研究を繰り返し、その成果を演劇等で発表しました。

まちづくり情報銀行の開設後、平成七年八月より町内十四地区での地区会議を開始しました。また、翌年九月には、総合振興計画策定に向けた推進体制を強化するため、「まちづくり情報銀行を本店」と位置づけ、「町内十四地区を支店」とし、各支店に五～六名のまちづくり推進員を選任、うち二人の代表者を「支店長」、「次長」と呼び、職員によりまとめられた課題、地区会議で出た意見等を基に推進員会議、支店長・次長会議を繰り返しました。

これらのイベント、会議は平成七年より九年までの三年間で六百十八回を数え、住民、職員延べの五、六八九名が参加しました。町



女性フォーラム活動報告会

フォーラム

の人口約五千二百名をはるかに越え、住民のまちづくりへの関心度の高さがうかがえました。

手作り公園第一号

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民の意識の高まりの現れとして、計画策定と並行しながら「地区の公園」が建設されました。

これは、公園の用地選定から設計、建設、完成後の管理まで地区の住民の手で行われるもので、建設費のみを町の費用で負担します。第一号として「下宮地区」で計画が出され、地区住民による公園建設委員会が組織化されまし



まちづくり情報銀行支店長会

た。八回にわたる検討会やアンケート調査、子どもから大人まで地区住民によるワークショップ形式による公園内容の計画づくりなどを重ね地区住民全員が関わりを持ちました。

平成十年三月に完成したこの公園は、公園内を流れる用水路の名前をとり、「下宮はまどん公園」と名付けられ、現在では草取りやトイレの清掃などの全ての維持管理を地区で行い、地区のイベントや憩いの場として多に活用されています。

趣向を凝らした地区づくり

平成十年三月に完成した町新総合振興計画には、町全体の基本構想にとどまることなく、町内十四地区で検討されたそれぞれの地区別計画も網羅されています。

現在行政では、この振興計画を基にまちづくりを行っています。が、地区においても地区別計画に沿った活動が展開されています。

平成十年度より各支店への「支店経営補助金制度」をスタートさせました。これは、各支店において地区別計画に沿った事業を展開するために、各支店で事業計画、予算を作成、その内容及び申請額を支店長会で審査し、承認を得ら

「下宮はまどん公園」落成式



れた事業に町より補助する制度です。

各事業内容としては、地区の宝である文化財周辺を整備したり、掲示板の作成、花の植栽や環境美化啓発看板の設置などが行われています。

また、これらの事業計画の作成、実施にあたり、行政との連絡調整役として「地区担当職員制度」を導入し、町職員を十四地区に二名ずつ配置し、地区住民と町職員とが一体となり地区別計画の実現へ向けて取り組んでいます。

真の豊さを求めて

地区公園建設を含めた町新総合

振興計画の策定を住民参加にすることにより、住民のまちづくりへの関心が高められました。これまでの一連の行動(作業)により「自分たちの地域は自分たちでつくる」というまちづくりへの意識が根つき、住民が自ら主人公となつてまちづくりのドラマを創っています。

住民にとっての真の豊かさを求めて、新総合振興計画の理念を基本としながら「住みよい、明るい住みたくなる町」を目指して、小さな町の大きな挑戦が、今始まったばかりです。

(宮原町長 平岡啓輔)

活 動

平成10年度町村職員生活協同組合・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

事業概要

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成10年度事業概要および決算については、本年九月十六日に開催された総代会の議決を得たので、定款第六条の規定に基づき次のとおり公告する。

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成10年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、ここ数年来減少傾向にあり、前年度比五、八五二人（二・六％）の減少となった。

火災共済事業は、契約件数で前年度より二、七六一件（二・一％）の減となり、共済掛金も、前年度比三〇七万余円（〇・二％）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より四三八件（一・五％）の減となったが、共済掛金は、前年度比二二二万余円（〇・六％）の増となった。

自動車共済事業では、契約台数は前年度比六、三三三台（一・六％）の減となったが、共済掛金は、一億三、一三五万余円（二・〇％）の増となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比一六六件（三・五三％）の増とな

り、共済金合計においても四、二二一万余円（七・五％）の増となった。また、風水雪害特約共済金の給付については前年度比四七件（一・三四三％）の増となり、共済金においても、四、四五〇万余円（一・一三・九％）の増となった。

自動車共済事業では、支払件数で前年度比四〇六件（三・七％）の減となったが、共済金においては、三、七〇九万余円（二・〇％）の増となった。

本年度における事業剰余金をもってする事業利用分算割戻金の配分率は、火災共済が三四％程度、風水雪害特約共

済が二七％程度、自動車共済が六％程度となる見込みである。

1、組合加入の状況

平成10年度末現在の組合員数は二二三、一八八人で前年度に比し五、八五二人（二・六％）減少した。また、出資金についても、前年度に比し六、二二〇万余円（三・〇％）減の一九億六、一八八万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は、一、四八八万余円となった。

2、共済契約状況

(1)火災共済事業

①火災共済

契約件数は一三二、八三一件で前年度に比し二、七六一件（二・一％）減少し、契約口数も四一、〇二六口（〇・二％）減少した。このため共済掛金は一八億五、六四万余円となり前年度より三〇七万余円（〇・二％）の減となった。また、一件当たり平均口数は一九五口（一、九五〇万円）となり前年度より

表1 組合加入状況

区 分	人 員	口 数	出 資 金
平成10年度	223,188人	19,618,815口	1,961,881,570円
平成9年度	229,040	20,230,907	2,023,090,770
比較増減	△ 5,852	△ 612,092	△ 61,209,200
増 減 率	△ 2.6%	△ 3.0%	△ 3.0%

(注) △印は減を示す。

表2 火災共済加入状況

区 分	共済契約件数	契 約 口 数	共 済 掛 金
平成10年度	131,831件	25,750,511口	1,805,643,860円
平成9年度	134,592	25,791,537	1,808,717,660
比較増減	△ 2,761	△ 41,026	△ 3,073,800
増 減 率	△ 2.1%	△ 0.2%	△ 0.2%

(注) △印は減を示す。

表3 風水雪害特別共済加入状況

区 分	特約付加件数	契 約 口 数	特約共済掛金
平成10年度	29,719件	5,494,981口	330,495,820円
平成9年度	30,157	5,462,735	328,373,550
比較増減	△ 438	32,246	2,122,270
増 減 率	△ 1.5%	0.6%	0.6%

(注) △印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

区 分	契 約 台 数	共 済 掛 金
平成10年度	236,844台	6,199,866,440円
平成9年度	243,177	6,068,507,440
比較増減	△ 6,333	131,359,000
増 減 率	△ 2.6%	2.2%

(注) △印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

区 分	火 災 共 済 金 件 数 金 額	臨時費用共済金 件 数 金 額	残存物取片づけ費用共済金 件 数 金 額	失火見舞費用共済金 件 数 金 額	合 計	損害率
平成10年度	件 445 円 543,834,182	件 445 円 51,168,125	件 52 円 12,359,037	件 2 円 800,000	円 608,161,344	% 33.7
平成9年度	329 497,409,919	331 53,351,907	42 14,230,022	4 950,000	565,941,848	31.3
比較増減	116 46,424,263	114 △ 2,183,782	10 △ 1,870,985	△ 2 △ 150,000	42,219,496	2.4
増 減 率	% 35.3 9.3	% 34.4 △ 4.1	% 23.8 △ 13.1	% △ 50.0 △ 15.8	% 7.5	—

(注) △印は減を示す。

表6 火災共済見舞金給付状況

区 分	件 数	見 舞 金	一件当りの見舞金
平成10年度	0件	0円	—円
平成9年度	9	947,000	105,222
比較増減	△ 9	△ 947,000	—
増 減 率	△ 100%	△ 100%	—%

(注) △印は減を示す。

活 動

表7 風水雪害特約共済金支払状況

区 分	特 約 共 済 金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成10年度	82件	71,391,253円	82件	10,672,327円	13件	1,518,877円	83,582,457円	25.3%
平成9年度	35	33,631,633	35	5,044,733	6	398,169	39,074,535	11.9
比較増減	47	37,759,620	47	5,627,594	7	1,120,708	44,507,922	13.4
増 減 率	134.3%	112.3%	134.3%	111.6%	116.7%	281.5%	113.9%	-

(注) △印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済		合 計		損害率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
平成10年度	9,784件	1,992,390,903円	926件	1,579,483,940円	10,710件	3,571,874,843円	57.6%
平成9年度	10,353	2,101,490,804	763	1,433,286,635	11,116	3,534,777,439	58.2
比較増減	△569	△109,099,901	163	146,197,305	△406	37,097,404	△0.6
増 減 率	△5.5%	△5.2%	21.4%	10.2%	△3.7%	1.0%	—

(注) △印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成10年度	152件	4,560,000円	24件	2,400,000円	176件	6,960,000円
平成9年度	140	4,200,000	21	2,100,000	161	6,300,000
比較増減	12	360,000	3	300,000	15	660,000
増 減 率	8.6%	8.6%	14.3%	14.3%	9.3%	10.5%

(注) △印は減を示す。

表10 平成10年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 支 払 共 済 金	4,263,618,644円	1. 共 済 掛 金	8,336,006,120円
2. 見 舞 金 等	6,960,000	2. 共済契約準備金戻入	6,874,715,000
3. 管理費及び諸経費	2,410,684,290	3. 資 産 運 用 収 益	198,140,989
4. 共済契約準備金繰入	7,105,767,000	4. 雑 収 入	1,782,220
小 計	13,787,029,934		
経 常 剰 余 金	1,623,614,395		
合 計	15,410,644,329	合 計	15,410,644,329
1. 税引前当期剰余金	1,623,614,395		
2. 法 人 税 等	△ 310,497,501		
3. 当期剰余金(計)	1,313,116,894		
4. 前期繰越剰余金	58,217,347		
5. 当期末処分剰余金(計)	1,371,334,241		

(注) △印は減を示す。

支払件数は前年度に比し傷害で二件(八・六%)増の一五・二件、死亡は三件(四・三%)増の二四件となった。また臨時費用の金額は傷害で三六万円(八・六%)増の四五六万円、死亡は三〇万円(一四・三%)増の二四〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し六六万円(一〇・五%)増の六九六万円となった。

(イ)臨時費用

支払件数は前年度に比し傷害で二件(八・六%)増の一五・二件、死亡は三件(四・三%)増の二四件となった。また臨時費用の金額は傷害で三六万円(八・六%)増の四五六万円、死亡は三〇万円(一四・三%)増の二四〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し六六万円(一〇・五%)増の六九六万円となった。

なお、本年度は、既発生事故のうち、共済金が未請求となっていた共済金支払予定額として、一四億九、九五六万余円の自動車共済支払備金を計上し、平成十一年度へ繰越すこととなった。

三・四ポイント高い二五・三%となった。なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっていた共済金支払予定額として、九、四六七万円の火災共済支払備金を計上し、平成十一年度に繰越すこととなった。

(イ)見舞金
本年度は地震等による被害がなく見舞金の支払はなかった。

②風水雪害特約共済
支払件数は、特約共済金で四七件(三・三%)増の八二件、臨時費用共済金で四七件(三・三%)増の八二件、残存物取片づけ費用共済金で七件(一・六%)増の一三件となり、共済金の合計は前年度に比し四、四五〇万円(二・三%)増の八三、五八万余円となり、損害率は、全体で前年度より一・四ポイント高い三三・七%

三・四ポイント高い二五・三%となった。なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっていた共済金支払予定額として、六〇二万余円の風水雪害特約共済支払備金を計上し、平成十一年度に繰越すこととなった。

(2)自動車共済事業
支払件数は、前年度に比し対物賠償では五六九件(五・五%)減の九、七八四件、対人賠償では一六三件(二・四%)増の九、二六件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一億九〇九万余円(五・二%)減の一億九、二三九万余円、対人賠償においては、一億四、六一九万余円(二〇・二%)増の一億七、九四八万余円となり、共済金の合計は、前年度に比し三、七〇九万余円(一・〇%)増の三五億七、一八七万余円となった。損害率は、全体で前年度より〇・六ポイント低い五七・六%となった。

り三口(三〇万円)の増となっている。

②風水雪害特約共済
特約付加件数は二九、七一九件で前年度に比し四三八件減少した。特約共済掛金は三億三、三〇四万余円で前年度より二二万余円(〇・六%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二二・五%であった。

(2)自動車共済事業
契約台数は二二六、八四四台と前年度に比し六、三三三台(二・六%)減少した。共済掛金は六一億九、九八六万余円

となり、前年度より一億三、一三五万余円(二・二%)増となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二六、一七七円となった。

3. 共済事故状況
(1)火災共済事業
①火災共済
(ア)共済金
支払件数は、共済金で一六件(三・五・三%)増の四四件、臨時費用共済金で一四件(三・四%)増の四四件、残存物取片づけ費用共済金で一〇件(三・三%)増の五二件、失火見舞費用共済金で二件(五・〇%)減の二件となり、共済金の合計は前年度に比し四、二二万余円(七・五%)増の六億八、一六万余円となり、損害率は、前年度より二・四ポイント高い三三・七%

随 想

■スピードを緩めよう

福 島 県
飯 館 村 長
雄 野 典 雄

随 想

世界一、幸せな男とは、英国のカントリーハウスに住み、アメリカ人並みの給料で、日本人の妻をもち、中国人のコックを雇って生活すること……とかの話がある。

日本人の妻をもつことが、世界一幸せな男につながるかどうかは、近頃の日本女性や、わが妻を見ている限り、かなり疑問符もつくが、いわゆるカントリー(田舎)に住みたいという考え方は、日本でも確実に進んでいるようだ。

「物の豊かさから、心の豊かさ」と言われて久しいが、その「心の豊かさ」を求める一つの方法として、「田舎ぐらし」が見直されつつあるのだろう。

ひと昔前なら、都会を離れて、田舎に移り住むなどということは、「都落ち」「会社で何か失敗をしたのか？」などと、必ず詮索さ

れたものだ。それが、今や物質的、経済的な豊かさに疑問をもち、心のゆとり、豊かさを大切にする人にとつてのライフスタイル、新しい生き方が、「田舎ぐらし」となりつつある。そう言えば、アメリカの歴代大統領、ほとんどが農場主であつたのではなからうか。

田舎は、これまで長い間、都に恋焦がれてきた。都のものを身にとまとい、都に少しでも近づきたいと願ってきた。都に近づくことが、近代化であり、その文明の中に、きつと「青い鳥」がいるものと信じて疑わなかった。都会に近づこう、近づこうと必死に追いかけたのだ。

はたして都会に、そして文明の中に、青い鳥は見つかったのだろうか？

長いこと求め続けてきた青い鳥

は、都会にいるのではなく、自分の心の中にいることに気付く人々が増えてきた。

そうなると、あらゆる面で飽和状態に達している大都会より、農村、田舎にこそ、まだまだあらゆる可能性や、豊かさを感じとれるものが、たくさん残されていると悟り始めたのであろう。

ただし、「田舎での豊かさ」とは、提供されるものではなく、自分で発見し、つくっていくもの。あくせく稼いで、文化を買おうとする都会と違って、自分でこつこつと「つくっていく文化」なのだ。

したがって、常に感性やセンスをみがき、他人の真似をしなくとも、自分で生きがいを作せる人、生活を創造していく力を持つている人でないと、田舎では楽しく暮らせない。その点で、田舎に住んでいる私たちは、少し怠慢でなかつたのかという反省が残る。

文化会館は、建設会社に頼めば出来るが、文化は決して、誰に頼むことも出来ない。そこに住んでいる人の精神活動なくしては、絶対に出来ないものである。田舎に住む多くの人たちの精神活動なしに、カントリーライフは成り立たない。

能率主義、効率主義、合理主義、経済性、そしてスピーディーに……

……なる視点からは、本物の精神活動は生まれてこない。

日本社会は、少しアクセルを踏みすぎてきた。アクセルを少し緩め、スピードをダウンする必要がある。歩いてる人は、立ちどまる。立ちどまっている人は、しゃがんでみる。

そうすると、足元の花の美しさが見えてくる。「ガンバル」のを少しやめてみれば、きつと風景が変わってくると思うのだ。

世の男たちよ、金もうけにないことを、もう少しやってみようではないか。

そこに人間としての深みが加わり、さらに人生のデザインの仕方が見えてくる余地がありそうな気がしてならないのだが、どうだろう。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

健全な水循環構築に向けて

健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議（環境庁・国土庁・厚生省・農林水産省・通商産業省及び建設省）は十月十三日、健全な水循環系構築に向けて、今後の連携・協力のあり方等の基本的事項について、中間報告を行った。

中間報告では、『健全な水循環系』を「人間社会の営みと環境保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に確保されている状態」と定義した上で、今後講じる施策の基本的方向として、①流域全体を視野に入れること、②流域の水循環系機構の把握、評価及び関連情報の共有、③各主体（行政・住民・事業者等）の連携及び自主的取り組みの推進一等を示している。

また、水循環系の問題点として、①小雨化、流域の涵養・保水機能の低下、水需要の増大等による、河川流量の減少、渇水の頻発、②急激な人口・産業の都市化等による、都市型水害の多発、③汚濁物質の多様化、流域内の自然浄化機能の低下等による、水質問題の発生一等を挙げており、その対応策として、①森林の適正管理による水源かん養機能の維持・向上、②節水、水利用の合理化、③水質汚濁負荷の発生源対策の推進等、水質の保全・向上、④水辺環境の向上、⑤地域づくり、住民参加・連携の推進一等を挙げている。

今後関係省庁は、より総合的・効率的な施策の実施に向け、相互の連携・協力のあり方等を検討していく予定としている。

平成十一年度税収見直し

―大蔵省―

大蔵省は一日、平成十一年度八月末時点での租税及び印紙収入、収入額調を公表した。

これによると、八月末時点での一般会計税収累計は、一一兆二、八八二億円となり、昨年度の同時期に比べ一四・三％・一兆八、七六五億円の減となっており、昨年度同時期の減収分一兆一、七四〇億円を上回る額となっている。

項目別にみると、所得税については、源泉分について五兆一、二四〇億円と、前年度八月末累計比一七・九％・一兆一、一八六億円の減、申告分についても、昨年の特別減税で申告分の予定納税を遅らせたこと等により、三、八八九億円と同二・二％・一、〇五一億円の減収となっている。

また、法人税収についても、一〇兆四、二八〇億円を見込んでいたのに対し、十一年度は八月末の地点で五、二六八億円と、前年度八月末累計の一兆一、五九〇億円に対し、五四・五％・六、三二二億円の減となっており、同二・一・六％もの減となった昨年度と比しても大幅に落ち込んだ形となっている。

なお、消費税については八月末累計で二兆七二億円となっており、同七・三％・一、三五九億円の増収となっている。

大豆・甘味資源作物の十一年産生産者価格決まる

政府は、このほど主要畑作物の生産者価格を決めた。

てん菜の最低生産者価格は、一ト当たり一万六千七百七十円（対前年百十円減）となったが、全農家に行き渡る低コスト・高品質生産推進事業費を一ト当たり百九十円（同百十円増）としたため、農家手取り額は確保された。

馬鈴しょ原料基準価格、甘しょ取引指導価格は、それぞれ一万四千五十円（同百円減）、三万一千五百二十円（同百円減）と、ともに引き下げとなったが、でんぶん工場からの上乗せ支払い（一ト当たり百円）で、農家手取り額は、確保された。

大豆の基準価格（銘柄区分Ⅱ・二等）は、六十ト当たり一万四千十一円（同七十一円減）と引き下げとなったが、関連対策として「早期出荷・低温保管加算」が新設されたので、加算の対象となれば、農家の手取り額は、前年を上回ることとなった。

なお、十一年産大豆の販売価格が、最低標準額（六十ト当たり五千九百四十円）を下回ることが見込まれるため、「新たな大豆政策確立円滑化対策」を実施し、販売価格が、最低標準額を下回った場合、低下額の八割を補てんすることとしている。財源は、生産者と政府がそれぞれ、最低標準額の七・五％（六十ト当たり四百四十五・五円）を負担することとしている。

さとうきびの最低生産者価格も、一ト当たり二万四千四十円（同二十円減）と引き下げられたが、さとうきび高品質安定生産対策推進費を一ト当たり二百九十円（同三十円増）としたため、農家手取り額は、前年比十円増となった。